

国民健康保険・国民年金システム用端末機器の賃貸借契約書（案）
（長期継続契約）

奈良市（以下「発注者」という。）と XXXXXXX（以下「受注者」という。）とは、次の条項により国民健康保険・国民年金システム用端末機器の（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が機器を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約対象物件及び設置場所）

第3条 契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1） 物件及び数量

国民健康保険・国民年金システム用端末機器の賃貸借にて調達する機器等 一式
（明細は別紙Ⅰ「機器等明細書」のとおり）

（2） 設置場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所本庁舎 国保年金課

2 発注者は、機器の設置場所を変更した場合、すみやかに受注者に通知するものとする。

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額金 XXX, XXX 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 XX, XXX 円）とする。

（契約期間全体の執行予定額は、金 X, XXX, XXX 円）

2 前項の消費税および地方消費税額は、消費税率の改正があったときは改正後の税率による。ただし、経過措置の適用がある場合は、従前の税率を適用するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに前月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払賃貸借料につき、遅滞日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

（機器の搬入出等）

第7条 機器搬入時の荷造り、運送、据付工事及び現地調整に要する費用は、受注者負担とする。

（機器の保守）

第8条 受注者は、受注者の負担において、別紙Ⅱ「保守仕様書」に定めるとおり保守を行なうものとする。また、受注者は、保守にかかる作業を事前に発注者の承諾を受けた受注者の指定

する者に行わせることができる。

(他の機械器具の取り付け及び機器の改造)

第9条 発注者は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面による受注者の同意を必要とする。

(1) 機器に他の機械器具を取り付ける場合

(2) 機器を改造する場合

2 前項各号に要する費用は、何れも発注者の負担とする。

(管理上の注意等)

第10条 発注者は、設置場所をあらかじめ製造業者が申し出た基準により、機器のための良好な環境を保持し、本契約が完了するまで善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

(調査等)

第11条 発注者は、この契約に基づく機器の操作方法の指導及び保守について、随時調査し、受注者に必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

(所有権)

第12条 機器の所有権は、受注者に属し、受注者は、機器に自己の所有物である旨を表示するものとする。

2 発注者は、機器が受注者の所有であることを示す表示等を損傷するような行為をしてはならない。

3 受注者は、発注者が故意又は過失によって機器をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第14条の動産総合保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

4 前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(保険)

第14条 受注者は、機器に受注者の費用で動産総合保険を付するものとする。

(立入権)

第15条 受注者（受注者の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び受注者が使用する者は、機器の納入又は機器の保守のため、発注者の承諾を得て機器の設置場所に立ち入ることができる。この場合、立ち入る者は、社員証等を呈示し、発注者の定める管理規則に基づいて入退室するものとする。

(秘密の保持並びに個人情報の保護)

第16条 受注者（受注者の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び受注者が使用する者は、この契約を履行するうえで知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 受注者及び受注者が使用する者は、この契約を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合においては、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第17条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。

(受注者への通知)

第18条 発注者は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく、受注者に通知するものとする。

- (1) 機器について受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又は、そのおそれのあるとき
- (2) 機器の盗難、滅失又はき損等の事故が発生したとき

(報告義務等)

第19条 発注者および受注者は、この契約を履行するに当たって、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに相手方に報告のうえ、対応しなければならない。

- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) その他この契約の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、事業計画書に従った業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由が記載された書面を提出し、対応について協議しなければならない。

(損害賠償)

第20条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第21条 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
- (2) 受注者がその責めに帰する事由により賃貸借期間開始日に契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 受注者が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
- (5) 受注者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 受注者がこの契約に違反することにより、第1条に掲げる目的を達することができないと認められたとき。
- (7) 受注者が受注者の都合により契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認

められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 受注者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(ク) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、受注者が損害を被ることがあっても、発注者はその責めを負わない。

3 発注者は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

4 発注者は、第1項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第22条 発注者受注者両者が合意した発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に違反し、受注者が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき、発注者に通知のうえ、受注者は、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約を解除しようとするときは、事前にその理由が記載された書面により発注者に通知するものとする。

3 発注者が第1項に規定する事項に該当する場合、受注者は、次の各号に掲げる措置を発注者に請求することができる。

(1) 受注者が発注者に使用許諾又は貸与した資料その他がある場合、これらを受注者に返還すること

(2) 機器の設定に使用した媒体および資料等を受注者に返却すること

(機器の引き取り)

第23条 第2条、第21条、第22条及び次条の規定により、この契約が終了した場合は、受注者は速やかに機器を引き取らなければならない。

(談合その他不正行為による解除等)

第24条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 第 21 条第 2 項から第 5 項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（談合等に係る違約金）

第 25 条 受注者は、この契約に関して、第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、賃貸借料の総額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第 1 号から第 3 号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

（契約終了時の機器の取り扱い）

第 26 条 受注者は、本契約の終了に伴い機器を速やかに引き取ることとする。

2 受注者は機器の記憶媒体装置については分解・粉砕・溶解・焼却・細断などの物理的な破壊により復元が不可能な状態とし、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を提出するものとする。もしくは庁舎内において一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態に消去を行ったうえで引き取りを行い、物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を提出するものとする。

3 受注者が第 1 項の引き取りをするときは、発注者はその作業が円滑に遂行されるよう協力するものとする。

（予算の減額等による契約の変更等）

第 27 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があつたときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者受注者で協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 28 条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 29 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長

受注者